

外国語指導助手の住宅に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国語指導助手配置事業により新潟市教育委員会に外国語指導助手として外国から招致された者の住宅に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「住宅」とは、外国語指導助手配置事業の円滑な運営に資する目的で、外国語指導助手及び主としてその者の収入により生計を維持する者を居住させるため、市が借り受けた建物をいう。

(管理者の義務)

第3条 市長は、住宅に入居している外国語指導助手（以下「入居者」という。）がこの要領に定める義務を遵守しているかどうかを監督し、常に住宅の維持管理の適正を図らなければならない。

2 市長は、当該住宅を借り受けるため貸貸人との間で、賃貸借契約を締結するものとする。

(入居の申込み)

第4条 住宅に入居しようとする外国語指導助手は、住宅入居申込書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(入居の承認)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その住宅の設置目的に従い入居を承認するものとする。

2 市長は、入居を決定したときは、住宅入居承認書兼貸付料決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(入居の手続)

第6条 入居者は、直ちに住宅入居届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸付料の額)

第7条 貸付料は、住宅にかかるすべての費用とする。

(貸付料の納入)

第8条 入居者は、入居の日の属する月分から退去の日の属する月分までの貸付料を納入するものとする。

2 市長は、当該住宅の貸付料に係る納入通知書を当該住宅の入居者に対して交付するものとし、入居者は、貸付料を毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

(貸付料の免除)

第9条 市長は、入居者が次の一に該当するときは、貸付料を免除することができる。

(1) 入居者の責めに帰すべき理由によらないで、相当期間住宅を使用することができないとき。

(2) 入居者が災害を受け、貸付料の支払が困難であると認められるとき。

(3) その他市長が特に免除が必要であると認めたとき。

2 貸付料の免除は、全項各号に掲げる事由が発生した日の属する月から行うものとする。

(入居者の管理義務等)

第10条 入居者は、住宅の使用について善良な管理者の注意をもってこれを正常な状態において維持管理しなければならない。

2 入居者は、動物を飼育しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第11条 入居者は、住宅を他の者に利用させてはならない。

(増築又は模様替え等の禁止)

第12条 入居者は、住宅を住宅以外の用途に使用し、又は増築若しくは模様替え等をしてはならない。

(原形復旧等)

第13条 入居者が自己の責めに帰すべき理由によって住宅を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに市長に届け出るとともに、これを原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(住宅の変更)

第14条 入居者からの請求に基づく住宅の変更は、原則として認めない。ただし、変更の請求の理由が真にやむを得ないと認められる場合に限り、市長は住宅の変更を認めることができる。

(退居)

第15条 入居者が外国語指導助手でなくなった場合は、その該当する日となった日から翌日までに当該住宅を退居しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(退居の手続き)

第16条 入居者は、退居する日の2カ月前までに退居届(様式第4号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第17条 市長は、入居者が次の一つに該当する場合、又は市において当該住宅の廃止をする必要が生じた場合、当該入居者に対し、当該住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 貸付料を滞納したとき。

(2) 住宅に居住する必要がなくなったと認められるとき。

(3) この要領に定める義務、行為制限等に違反したとき。

2 前項の規定により住宅の明渡しの請求を受けた者は、すみやかに当該住宅を明け渡さなければならない。

(立入検査)

第18条 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、指定した職員に住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成4年8月1日以降採用される英語指導助手に適用する。

(附則)

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第7条、第8条第1項、第15条及び第16条の規定は、この要綱の施行の日以後に任用した外国語指導助手から適用するものとし、同日前に任用した外国語指導助手については、なお従前の例による。